写

令和7年1月31日

大和市長 古谷田 力 様

大和市障がい者福祉計画審議会
会　長　　隅 河 内　司

「第7期大和市障がい者福祉計画」の策定について（答申）

令和6年12月17日付けで諮問を受けました「第7期大和市障がい者福祉計画」について、慎重に審議を行い、下記のとおり意見を取りまとめましたので、これを答申します。

今後、「第7期大和市障がい者福祉計画」の策定にあたっては、できる限り本答申の趣旨を反映するようお願いいたします。

記

第7期大和市障がい者福祉計画は計画案のとおり策定を求める。

以上

写

1．答申にあたって

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」に位置付けられ、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。

本審議会では、「障がい者福祉計画」が、国や県の計画を基本に、現行計画を充実、深化する方向性とするとともに、現行計画策定後の関係法令の制定や改正、社会等の情勢、当事者や一般市民への意識調査結果などを踏まえつつ、審議を重ねました。

2．付帯意見

今後の計画の推進について

①本計画の策定過程においては、市民や関係団体等へのアンケート調査、ヒアリング調査等を通じ、多くの方々から意見をいただいており、計画の推進にあたっては、これらの意見を踏まえながら取り組むとともに、市民、関係団体や関係機関の理解と協力を得ながら進めてください。

②本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の推進状況についてPDCAサイクルに基づく点検・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更や事業の見直し等を行ってください。

③共生社会の実現にむけて、合理的配慮の推進や情報アクセシビリティの向上、相談支援体制の充実など、多くの課題が想定されますので、乳幼児期の療育から親なき後までのライフステージに応じて、生活支援や社会参加への取り組みが切れ目なく行われるよう施策を推進してください。

④「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正などに適切に対応するとともに、障害者基本計画や神奈川県が定める「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」と調和を図り、大和市の総合計画の方針を反映し、本計画を推進してください。